## 徳島市中小企業振興基本条例検討委員会(第2回)会議録(要約)

と き:平成25年11月1日(金)

13時30分~14時40分

ところ:徳島市役所 8階 庁議室

<ul> <li>「協島市中小企業振興基本条例(素案)について</li> <li>委員長</li> <li>「徳島市中小企業振興基本条例(素案)について試明</li> <li>委員長</li> <li>事務局がら、条例素案が提出されたが、前回の検討委員会での意見、提案等も含めて、質問はないか。</li> <li>毎月長</li> <li>第7条(大企業者の役割)であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。</li> <li>A委員</li> <li>条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。</li> <li>委員長</li> <li>中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はないのか。</li> <li>B委員</li> <li>具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。</li> <li>で委員</li> <li>この条例の大企業者の定義は、資料 9 ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業と含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来で皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。</li> <li>委員長</li> <li>徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>本委員</li> <li>第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠として、どんな施策が打っていけるかが大切である。</li> </ul>	1 開会	- 13時30分 -
<ul> <li>徳島市中小企業振興基本条例(素案)について</li> <li>委員長</li> <li>「徳島市中小企業振興基本条例(素案)について」事務局から説明を求める。</li> <li>事務局 徳島市中小企業振興基本条例(素案)について説明</li> <li>委員長</li> <li>事務局から、条例素案が提出されたが、前回の検討委員会での意見、提案等も含めて、質問はないか。</li> <li>第7条(大企業者の役割)であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがかったいだけるか、委員の皆さんは実感としていかがかったいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがからことなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。</li> <li>委員長</li> <li>中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。</li> <li>B委員</li> <li>具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。</li> <li>委員長</li> <li>条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。</li> <li>ての条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。</li> <li>委員長</li> <li>徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>A委員</li> <li>第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠</li> </ul>		- 12 Hg 2 0 XJ -
<ul> <li>委員長 「徳島市中小企業振興基本条例(素案)について」事務局から説明を求める。</li> <li>事務局 徳島市中小企業振興基本条例(素案)について説明</li> <li>委員長 事務局から、条例素案が提出されたが、前回の検討委員会での意見、提案等も含めて、質問はないか。</li> <li>委員長 第7条(大企業者の役割)であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。</li> <li>A委員 条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。</li> <li>委員長 中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。</li> <li>B委員 具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。</li> <li>委員長 条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。</li> <li>ごの条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひよっとしたら県外から来で皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。</li> <li>委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>毎島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>毎長で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>毎長で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>毎日のよりに表しているのでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが</li></ul>	H374 3	に囲甘木名例(事安)について
<ul> <li>ら説明を求める。</li> <li>事務局</li> <li>徳島市中小企業振興基本条例(素案)について説明</li> <li>委員長</li> <li>事務局から、条例素案が提出されたが、前回の検討委員会での意見、提案等も含めて、質問はないか。</li> <li>委員長</li> <li>第7条(大企業者の役割)であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。</li> <li>A委員</li> <li>条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。</li> <li>毎月長</li> <li>中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。</li> <li>B委員</li> <li>具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。</li> <li>委員長</li> <li>条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。</li> <li>ての条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業のある、実上に関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。</li> <li>委員長</li> <li>徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>各委員</li> <li>第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠</li> </ul>		
事務局 徳島市中小企業振興基本条例(素案)について説明 事務局から、条例素案が提出されたが、前回の検討委員会での意見、提案等も含めて、質問はないか。  第7条(大企業者の役割)であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。  A委員 条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。  一中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。 具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。  泰員長 条例によって、ベナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。 この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠	安貝 <b>反</b>	
要員長 事務局から、条例素案が提出されたが、前回の検討委員会での意見、提案等も含めて、質問はないか。  第7条(大企業者の役割)であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。  A委員 条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。  一中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。  具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。  委員長 条例によって、ベナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。  この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業ト事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		
の意見、提案等も含めて、質問はないか。 第7条(大企業者の役割)であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。  A委員 条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。  委員長 中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。  具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。  条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。  この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		
<ul> <li>要員長</li> <li>第7条(大企業者の役割)であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。</li> <li>A委員</li> <li>奈例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。</li> <li>委員長</li> <li>中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。</li> <li>B委員</li> <li>具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。</li> <li>委員長</li> <li>奈例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。</li> <li>C委員</li> <li>この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来で皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。</li> <li>委員長</li> <li>徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>A委員</li> <li>第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠</li> </ul>	<b>娄</b> 員長	
<ul> <li></li></ul>		
をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。	委員長	
A委員 条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。		況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力
ことなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。  季員長  中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。  具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。  条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。  この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長  徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A委員  第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。
りにくい。	A 委員	条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」という
委員長 中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。  B 委員 具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。  委員長 条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。  この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A 委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		ことなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはな
を脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。  B委員 具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。  条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。  この条例の大企業者の定義は、資料 9 ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		りにくい。
業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。  B 委員  具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。  条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。  この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長  徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A 委員  第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠	委員長	中小企業は資本金、従業者数に決まった定義があるが、それ
<ul> <li>て、資本金の増資を控えるという動きはないのか。</li> <li>具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。</li> <li>委員長 条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。</li> <li>この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。</li> <li>委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠</li> </ul>		を脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従
日委員 具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。   条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。   この条例の大企業者の定義は、資料 9 ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。   委員長   徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。   第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		業者数をそのままにしていないのか。優遇があることによっ
<ul> <li>らないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。</li> <li>条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。</li> <li>この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。</li> <li>委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠</li> </ul>		て、資本金の増資を控えるという動きはないのか。
<ul> <li>委員長 条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。</li> <li>C委員 この条例の大企業者の定義は、資料 9 ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。</li> <li>委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。</li> <li>A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠</li> </ul>	B委員	具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こ
が見られるとよいが。  この条例の大企業者の定義は、資料 9 ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		らないとは限らないとは思うが、そういう心配はない。
この条例の大企業者の定義は、資料 9 ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。      委員長     徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。      第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠	委員長	条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化
的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		が見られるとよいが。
も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、 事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠	C 委員	この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本
事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A 委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業
る大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、
さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。  委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にあ
ように思う。		る大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆
委員長 徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しい
があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。  A 委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		ように思う。
となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。 A 委員 第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠	委員長	徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解
う気持ちは大事である。A 委員第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		があるが、そこの温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識
A 委員 第 1 3 条 (徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠		となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進とい
		う気持ちは大事である。
として、どんな施策が打っていけるかが大切である。	A 委員	第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)が、条例を根拠
		として、どんな施策が打っていけるかが大切である。

	あり、具体的に市民がイメージしがたい、わかりにくい。例え
	ば「地域資源、地域内企業を活用した地域内経済の循環促進」
	とか、言葉を加えることによって、分かりやすくなるのではな
	いか。
	第6条(中小企業者等の努力)第4項では、中小企業団体の
	努力が掲げられている。第1項~第3項では、どうすれば良い
	かという姿勢や行動が明確化させているが、第4項の中小企業
	団体では、「基本理念の実現」という言葉で一括りにしている。
	これでは、どの条項も基本理念に謳えばいいのであって、全体
	の流れの中で何かしっくりこない。例えば、「中小企業の団体
	については、中小企業者や社会との連携により、中小企業の発
	展や地域社会の発展に貢献するよう、主体的に取り組むように
	努める。」にすると、全体が理念に沿った、それぞれの団体の
	具体的な取り組み姿勢がでてくると考える。
I 委員	この条例で何がどうなるのか。おぼろげながらでも教えてい
	ただきたい。例えば、第3条第5号の「地域経済循環の促進」
	とは、具体的にどんなことを考えているのか。分からないまま
	に条例を仕上げるわけにもいかず、分かる範囲でお示しいただ
	きたい。
	前文の「しかし、・・・必要である。」の文章が長いので、ど
	こかで区切れないか。例えば、「しかし、・・・厳しさを増して
	いる。このような状況の下で、・・・必要である。」とすれば良
	いのではないか。
J委員	この条例は努力義務を定めたものであると受け止めた。この
	条例で何ができるのか。徳島市と単独で出てくるのが、第12
	条(財政上の措置)の解説においても、「厳しい財政状況下で
	あっても、施策の優先度と効果を十分検討した上で、予算の確
	保と効率的な執行に努める。」とあり、市は現在どういうこと
	を考えているのか。
	条例の検討だけであれば、これで結構である。
委員長	第3条(基本理念)第5号「地域経済循環の促進が図られる
	こと。」が、キーワードになってくるが、市の考えをどうか。
事務局	これは、産業振興ビジョンと並行して検討しており、本日、
	15時からの策定委員会でも同じような議論になるかと考え
	ているが、現在の段階では、具体的な施策まで示せるものはな
	い。地域内での経済活動を活発にするため、商業では郊外の店
	舗へ流出している消費者をくい止めるため、地域内の商店街を
	中心とした商業機能を魅力的にしていく。農業では6次産業
	化、他の産業とマッチングすることによって付加価値を高めて
	いくような取り組みや地域で産出される地域資源を活用した
	中心とした商業機能を魅力的にしていく。農業では6次産業化、他の産業とマッチングすることによって付加価値を高めて

	辛光活動   地奈地沿を進めてロノニレで   地域中の収済活動が
	産業活動、地産地消を進めていくことで、地域内の経済活動が
 委員長	│ 循環するというイメージを持っている。 │ 「モノ」は外に出し、「ヒト」、「カネ」が地域内で整って、
安貝茂	拡大できるようなシステムが望ましい。現在は購買力の流出が
	激しいので、そこをどうするか。地産地消ではどこかでケンカ
	になるので、地産外消で外に「モノ」をどんどん出して、外か
	ら「カネ」を入れてくるような面もいる。その前に足元を固め
	るため、地域の循環が必要かもしれない。ここは非常に意見が   出てくると思われる
 K 委員	出てくると思われる。 市の条例であることから、市の責務をしっかりと謳われてい
N 女只	る。当事者の中小企業者についても、しっかりと努めていただ
	る。 当事首の下が正案首にづいても、 0 7 mの 2
	う少し中小企業者自身の責務を打ち出してみてはいかがか。
	「ヒト」「モノ」「カネ」の経営基盤をしっかりと建て直す、
	守っていくため、大学、金融機関の役割や市として財政上の措
	置も含まれており、非常に良いと思う。
 委員長	第9条(大学の役割)の表現で、「・・・自主的に努めるも
Z A K	のとする。」が気になったが、いかがか。
 B 委員	同様に「自主的に」が気になった。
	第5条(児童及び生徒の勤労観等の醸成)には、大学は入ら
	ないのか。大学も勤労観・職業観の醸成のためにキャリア教育
	の充実に取り組んでいる。市内の中小企業に協力いただき、就
	業体験、インターンシップを行っている。大学の学生を含めて、
	「児童・生徒及び学生の勤労観等の醸成」と加えられないか。
委員長	大学生もキャリア教育を非常にやっているので、ここにも書
	いていただきたい。徳島文理大学は、徳島ニュービジネス協議
	会、四国大学は徳島県中小企業家同友会と連携し、キャリア教
	育に力を入れている。
B委員	早期離職が現場で問題になっている。その対策としても大学
	を入れた方が良い。
F 委員	市の権限が及ぶ範囲でない。高校は徳島市立高校になる。
事務局	大学の役割でお願いしたい。
F委員	中小企業のうち小規模事業者は、従業者数では製造業で20
	人以下、小売・サービス業5人以下であり、今は法律も弾力的
	な運用になっている。来年の通常国会では、小規模事業者にか
	かる基本法も制定される予定である。
	小規模事業者がでてくるのが、第11条(施策の基本方針)
	第5号であり、小規模事業者は中小企業者に含まれるが、中小
	企業者のうち約9割が小規模事業者であるのに、小規模事業者
	に光を当てる部分がここしか出てこない。その辺りは、国の法

	律の動きとはどうなのか。小規模事業者が大多数であるのに、
	第11条第5号に特だしという形であり、定義もここで出てく
	る。おかしいというのではないが、県内、市内とも小規模事業
	者がかなりのウエイトをしめているのに、そこで単に配慮を払
	われることだけで良いのか。
C委員	金融機関の役割を明記してあることは非常にありがたい。中
	小企業金融円滑化法が本年3月で終了したが、金融庁から金融
	機関は、従来どおりの対応をするよう言われている。全国銀行
	協会においても、中小企業者の金融円滑化に金融機関は十分取
	り組むようにと指示が出ている。2本柱である「円滑な資金供
	給」や「コンサルティング(経営改善・事業再生・業種転換・
	事業承継など)」に、金融機関のノウハウを生かせる、何とか
	役に立つことができればいうことで、大賛成である。
E 委員	気になるのが、伝統技術の継承である。木工業であれば杢張
	り、また、藍染めなどの文化面が書かれていない。
委員長	前文には、「藍産業の興隆により・・・」と書いてある。木
	工業には文化的・技能的・伝統的な何かを誇れるものがたくさ
	んある。
E 委員	<b>杢張りの技術はすごい。全国的にはなく、市内だけである。</b>
	文章にすると難しいが、少し加えてほしい。
事務局	基本的に第11条(施策の基本方針)に含まれると、捉えて
	เาอ.
委員長	第11条(施策の基本方針)第1号で、創業を促進となって
	いるが、具体的に開業率・開業件数がでるので、成果が数値で
	わかる。徳島県、徳島市は廃業が少ないが、開業はもっと少な
	い。現状でも問題である。これを機会に、金融機関・行政・研
	究機関の支援の下で、新しく生み出していくことを協力関係の
	もとでできるとありがたい。
	活力は、 外からの誘致、 中から地場産業を育てる、 ゼ
	口からの創業、と大きく3つある。ヘラクレス、マザーズへの
	上場も、他県ではあっても徳島はゼロであり、ベンチャーの育
	成は遅れている。これを機にどんどん増えていくとありがた
	61.
G委員	第13条(中小企業振興対策委員会)の委員には、行政関係
	者や団体の役員となっているが、中小企業のことを謳っている
	ので、企業の代表者は含めないのか。
	私も組合の代表者として、出席しているが、現場の代表者が
	入った方がより具体的な対策がでると思うが、いかがか。
事務局	市として一定の方針をお示しし、意見を伺うなかで、各団体
	を代表する意見として、意見をいただきたいところもある。そ

	の団体の代表者として、送り出していただけるのであれば、そ
	れで構わない。現在は代表にお願いをしている。
A 委員	条例は理念なので、この理念を基に何をするのかがポイント
	である。中小企業振興対策委員会がどうなるのか、具体的な動
	きや進め方はどうなのか。
 事務局	産業振興ビジョンの方針を受けて、条例の施策についても考
	えていく。次回2月の委員会には、できだけイメージの分かる
	ものをお示ししたい。
A 委員	具体的な動きができるようにお願いしたい。
委員長	出来あがったものをどう生かしていくか、重要な視点であ
	る。
B 委員	第11条(施策の基本方針)第1号の創業であるが、教育現
	場「学」との連携が非常に重要である。創業関係の支援・啓蒙
	などの活動があるが、社会人の方、高齢者、女性が対象である。
	小学生、中学生・高校生の若い方が、いろいろなことにチャレ
	ンジをする徳島市というか、教育現場が元気になって、生徒な
	どの若い方がチャレンジをするような風土を作り上げる。それ
	が、将来の創業につながっていく。チャレンジ精神を持たない
	方にいくら言っても、なかなか創業には結びつかないのが現状
	である。時間はかかるが、その土壌を今作らなければ、だめだ。
	ここは、産・学・官が連携して、いろんなチャレンジをするよ
	うな元気な風土を作りあげる取り組みが重要である。
委員長	私も同じ考えである。条例や規則を作るのは簡単だが、それ
	が機能するかどうかは、職場風土、気風、組織風土を醸成する
	風土が非常に大事ではないか。徳島市は、そういう面ではチャ
	レンジ精神に富んでいるとは、まだ言えない。これからである。
	これを生かすも殺すも、強力な推進のリーダーとともに、風土 
	の醸成が非常に大切である。
	地場産業として、歴史のある木工業は、風土や土壌を持って
	いるような気がするが、いかがか。
E 委員	今は、ものを作るのにお金がかかりすぎる。ゼロからスター
	トするには。手作業では高級品しか作れない。数も作れない。
	小売業であれば、家賃等が必要なので、簡単な商売が増える
	ばかりで、本格的なものはなかなか成長しない。ただ、近所で
	は、珈琲店や自転車店を開いている若者がいるが、家賃等に苦   労している。
 委員長	一番望ましいのは、雁のようにトップに皆がついて、ずっと
女只以	組織的に成長していくのが望ましい。行政がやる場合は、皆が
	引っ張られてバランスよく成長していくのが、地域として、地
	場産業の形成として一番良いが、難しいのか、地域として、地
	物圧未りが成しして 田区がが、新しがりが。

_	
E 委員	昔は、ひとつが飛び出ると、まねして飛び出ていた。今はそ
	うはいかない。
F 委員	あるトップランナーが出て、皆が主雁となり、切磋琢磨して、
	地場産業が盛り上がった時代があった。現在、創業・起業でい
	えば、大きな資本が必要なく、ニーズのあるIT系である。ま
	た、一方では成熟社会であり、なかなか新しいものづくりが難
	しい。例えば、IPS細胞に大きな投資をして中小企業がどの
	ように取り組むのか、なかなか結びつかない。そこにおける大
	学の位置は非常に大きなものがある。公的には、徳島県がイン
	キュベート施設を持っており、それらとの連携、大学・公設の
	試験研究機関を上手に中小企業も活用していくことが必要で
	ある。
A 委員	前文で徳島市の歴史的な背景を書いているが、この条例を制
	定しなければならない意義がここに入った方が良い。徳島市は
	危機的な状態であることから、その危機感を強く表すことで、
	条例を作る意義が明確になると考える。
委員長	委員の意見をより斟酌し、素晴らしい条例にしたいと願って
	いる。これで第2回徳島市中小企業振興基本条例検討委員会を
	終了する。
5 閉会	- 14時40分 -